

形質変更時要届出区域台帳

四日市市

整理番号	整理4－3	指定年月日・指定番号	令和4年11月14日・指－7	所在地	三重県四日市市大治田三丁目612番の一部	
調製・訂正年月日	令和4年11月14日（調製）、令和6年10月9日（訂正）、令和7年3月28日（一部指定解除）、令和7年9月30日（一部指定解除）					
形質変更時要届出区域の概況	事業場			面積	当初指定時：2,705.43㎡ 一部指定解除後：300㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				指定する全ての区域について法第14条第3項に基づき指定		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				—		
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				—		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				—		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨				—		
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和4年9月2日	ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準 (鉛) (ふっ素、鉛)		株式会社環境総合リサーチ
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出
	令和5年11月1日	令和6年10月5日	汚染土壌の掘削除去		三菱化工機(株)	有・無
	令和6年10月1日	令和7年3月31日	汚染土壌の掘削除去		(株)修和	有・無
						有・無
						有・無

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

○形質変更時要届出区域の所在地及び周辺の地図

三重県四日市市大治田三丁目 612 番の一部（別紙案内図のとおり）

○土壌その他の試料の採取を行った日

令和 3 年 12 月 5 日～令和 3 年 12 月 11 日、

令和 4 年 6 月 13 日～令和 4 年 6 月 13 日

○調査結果

（１）土壌調査（ガス調査）

土壌ガス調査結果一覧のとおり

（２）土壌調査（表層）

調査結果一覧、汚染範囲確定調査結果一覧のとおり

（３）土壌調査（酸洗場 2 回目）

結果総括表のとおり

○土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面

土壌ガス調査実施地点図、土壌調査実施地点図のとおり



出典：地理院地図

区域指定申請地 案内図

区域指定申請図

凡 例

 敷地境界

 **区域指定申請地**
(土壤溶出量基準不適合：ふっ素)

 **区域指定申請地**
(土壤溶出量・含有量基準不適合：鉛)



SCALE (A3) : 1/1,000

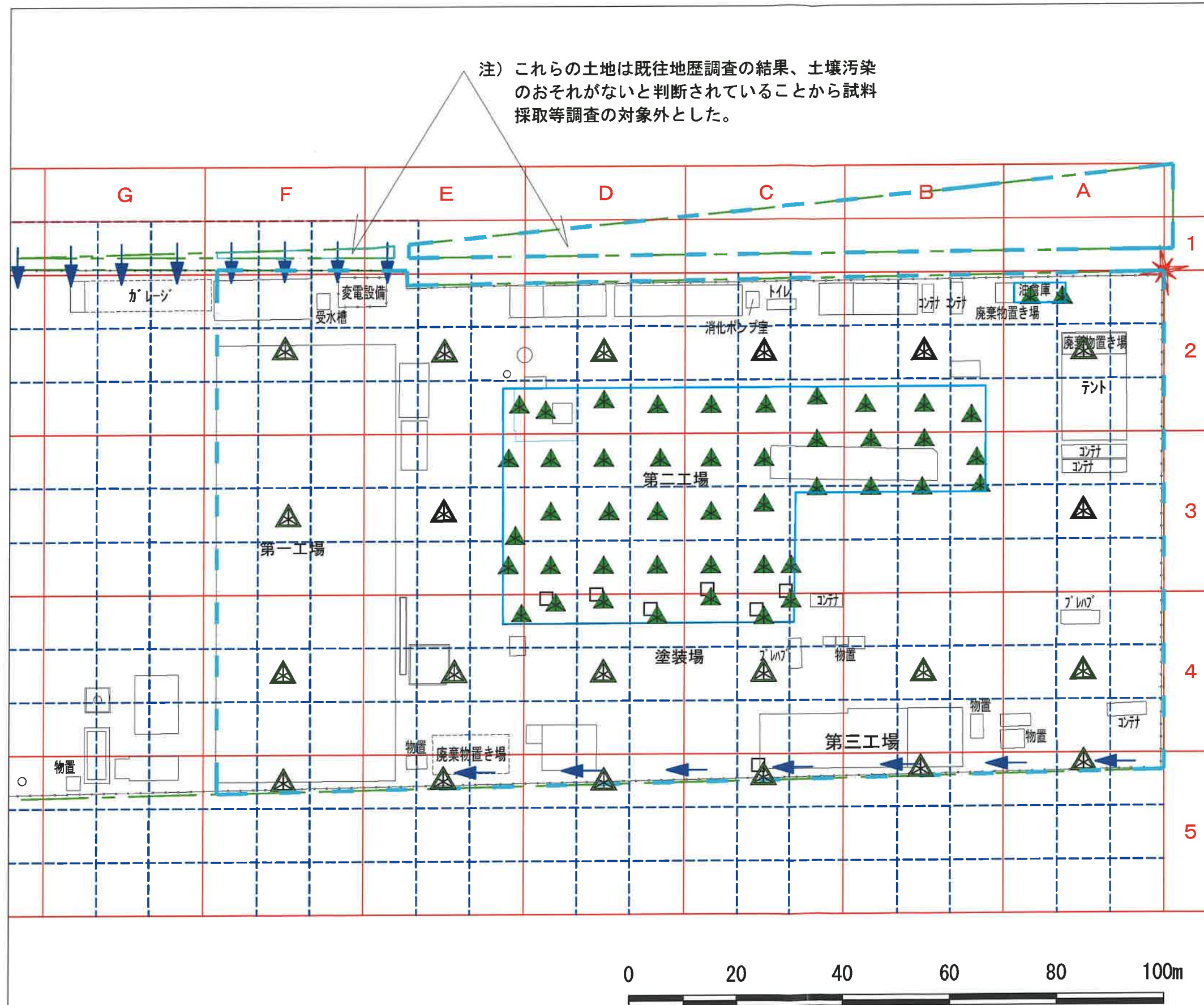
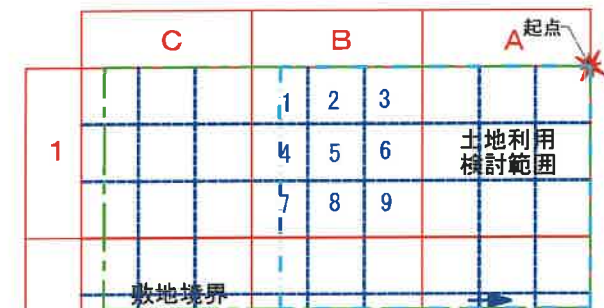


図3.4-1
土壤ガス調査 実施地点図
(第一種特定有害物質：ベンゼン)
《現在地表面》

凡 例
【調査対象範囲および単位区画】



赤実線：30m格子線

青破線：10m格子線

← 単位区画の統合

【特定有害物質貯蔵・使用施設】

ガソリン貯蔵施設及び使用範囲

【土壤ガス調査地点】

- ▲ 土壤ガス採取地点
(全部対象区画)
46地点採取* 46検体
*1地点は一部対象区画の地点を兼ねる
- ▲ 土壤ガス採取地点
(一部対象区画)
21地点採取 21検体

注) 図中の土壤ガス採取地点に添記した「g」は、土壤採取地点と区分、採取地点が異なることを示す記号である。



SCALE (A3) : 1/800

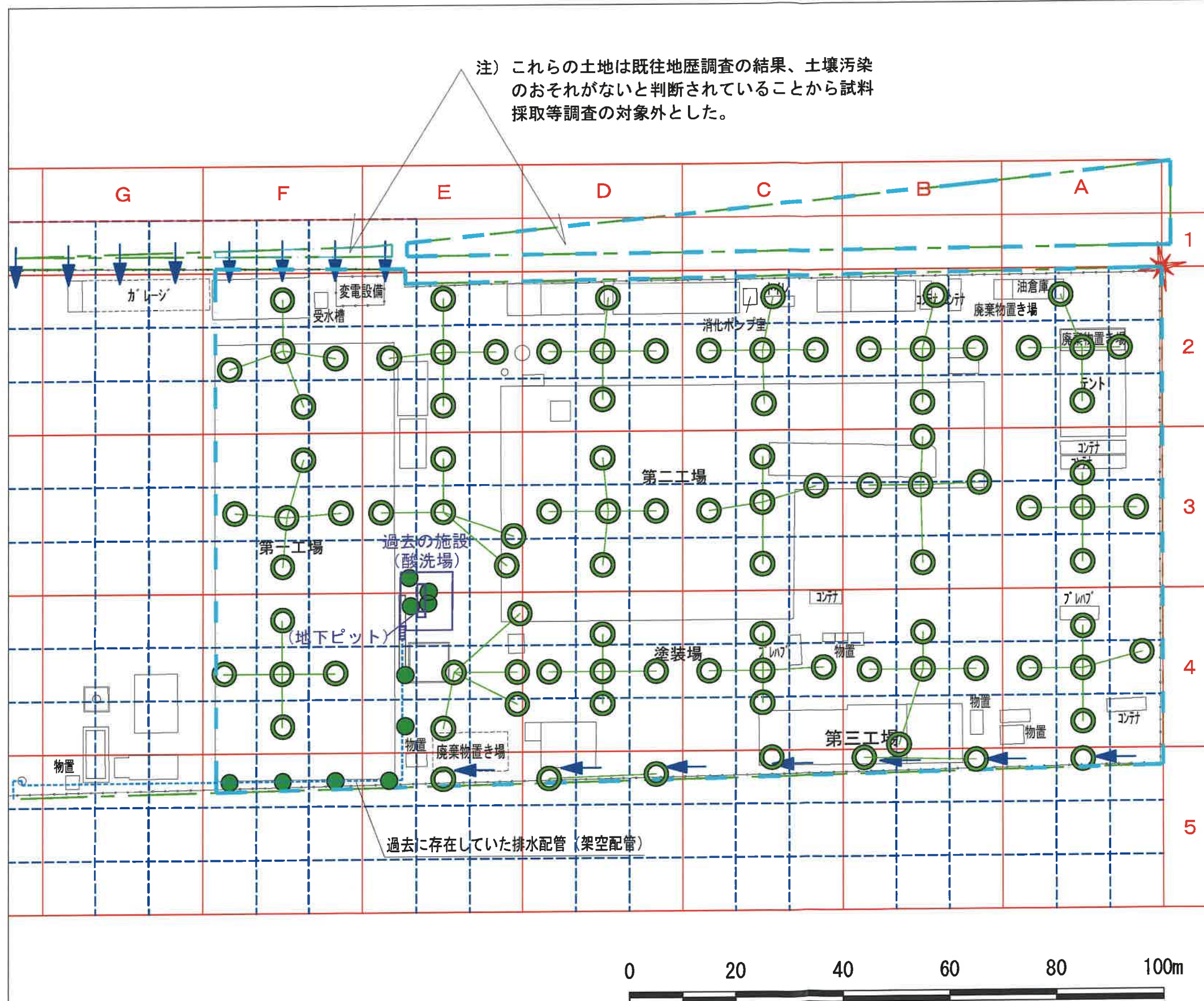
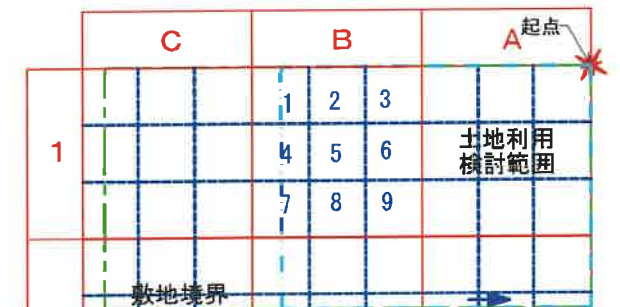


図3.4-2
土壤調査 実施地点図
(第二種特定有害物質：シアン化合物
第三種特定有害物質：有機りん化合物)
《現在地表面》

凡 例

【調査対象範囲および単位区画】



赤実線：30m格子線

青破線：10m格子線

← 単位区画の統合

【特定有害物質貯蔵・使用施設】

過去の酸洗施設

排水配管(架空配管)

【土壤調査地点】

● 土壤試料採取地点
(全部対象区画)
10地点採取 10検体

○ 土壤試料採取地点
(一部対象区画)
97地点採取 23検体



SCALE (A3) : 1/800

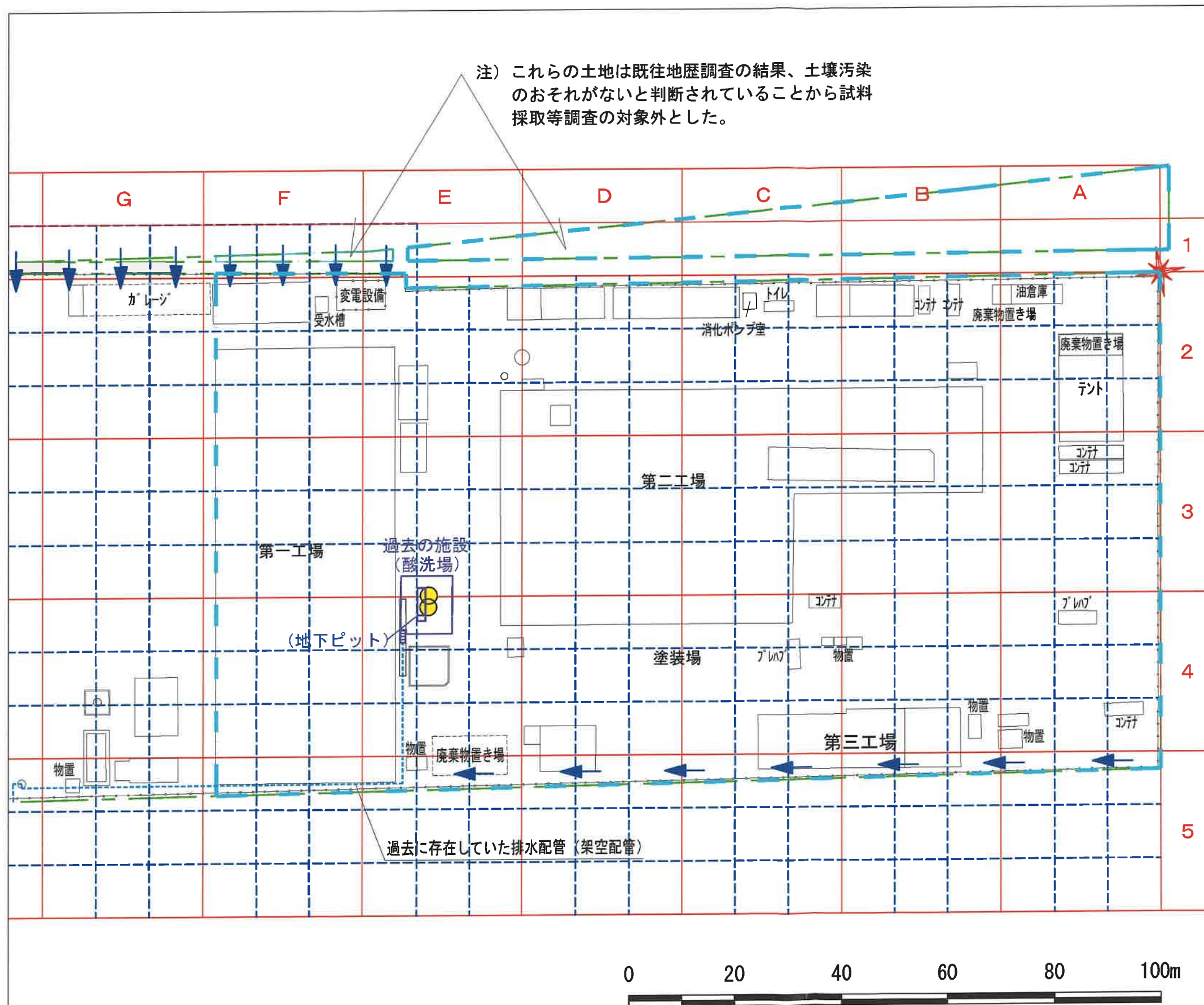
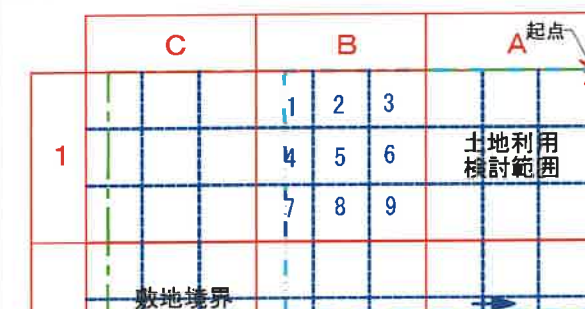


図3.4-3
 土壤調査 実施地点図
 (第二種特定有害物質: シアン化合物
 第三種特定有害物質: 有機りん化合物)
 《ピット下》

凡 例

【調査対象範囲および単位区画】



赤実線: 30m格子線

青破線: 10m格子線

← 単位区画の統合

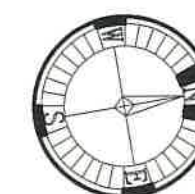
【特定有害物質貯蔵・使用施設】

過去の酸洗施設

排水配管(架空配管)

【土壤調査地点】

● 土壤試料採取地点
 (ピット下: 全部対象区画)
 2地点採取 2検体



SCALE (A3): 1/800

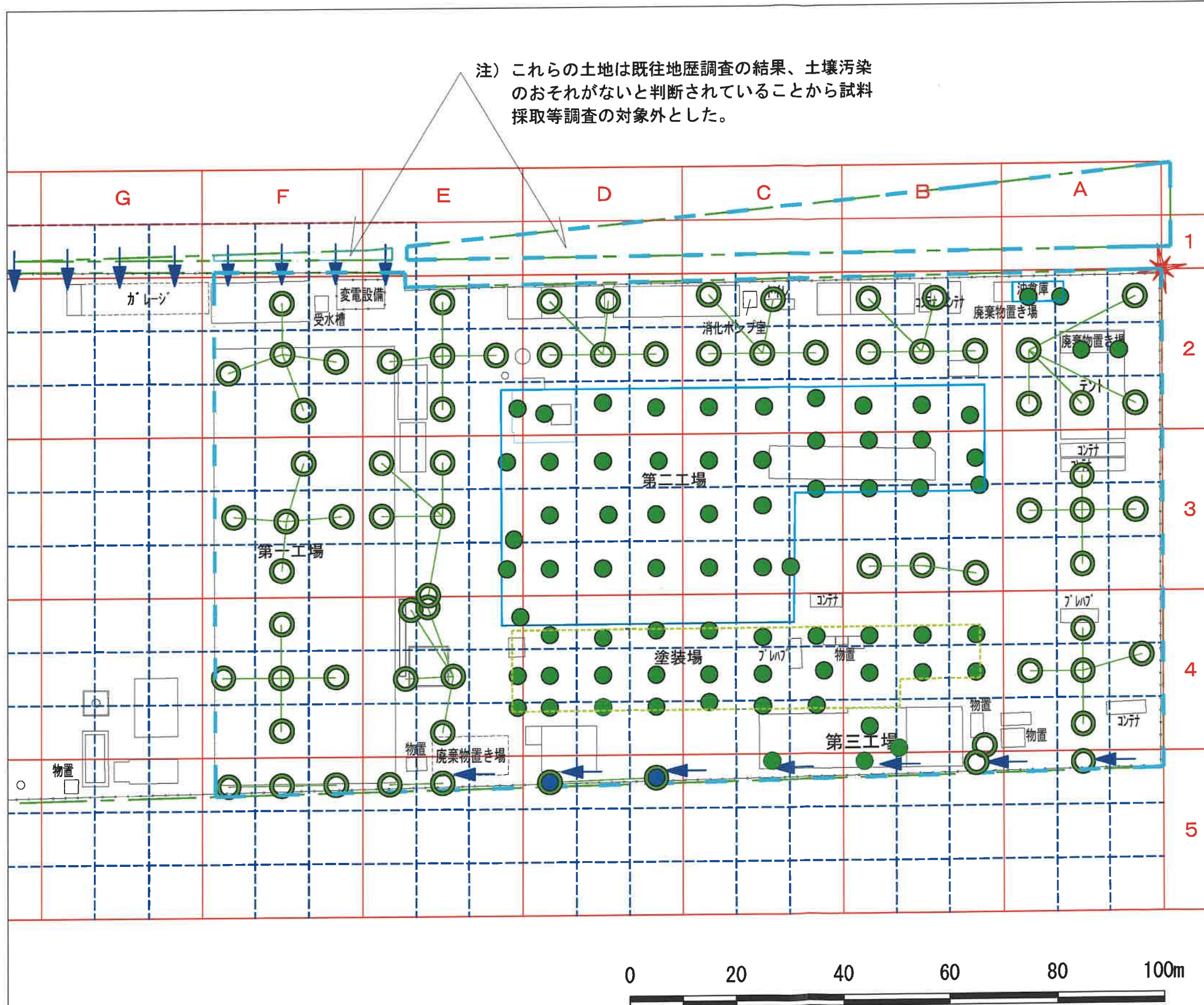
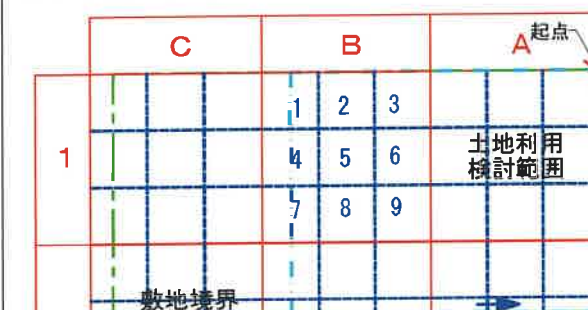


図3.4-4
土壤調査 実施地点図
(第二種特定有害物質：鉛及びその化合物)
《現在地表面》

凡 例

【調査対象範囲および単位区画】



赤実線：30m格子線

青破線：10m格子線

← 単位区画の統合

【特定有害物質貯蔵・使用施設】

ガソリン貯蔵施設及び使用範囲

塗装場

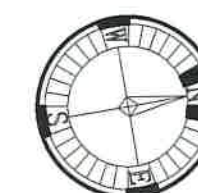
【土壤調査地点】

● 土壤試料採取地点
(全部対象区画)
72地点採取 72検体

○ 土壤試料採取地点
(一部対象区画)
73地点採取 19検体

【汚染範囲確定調査地点】

● 土壤調査地点
2検体 (追加採取なし)



SCALE (A3) : 1/800

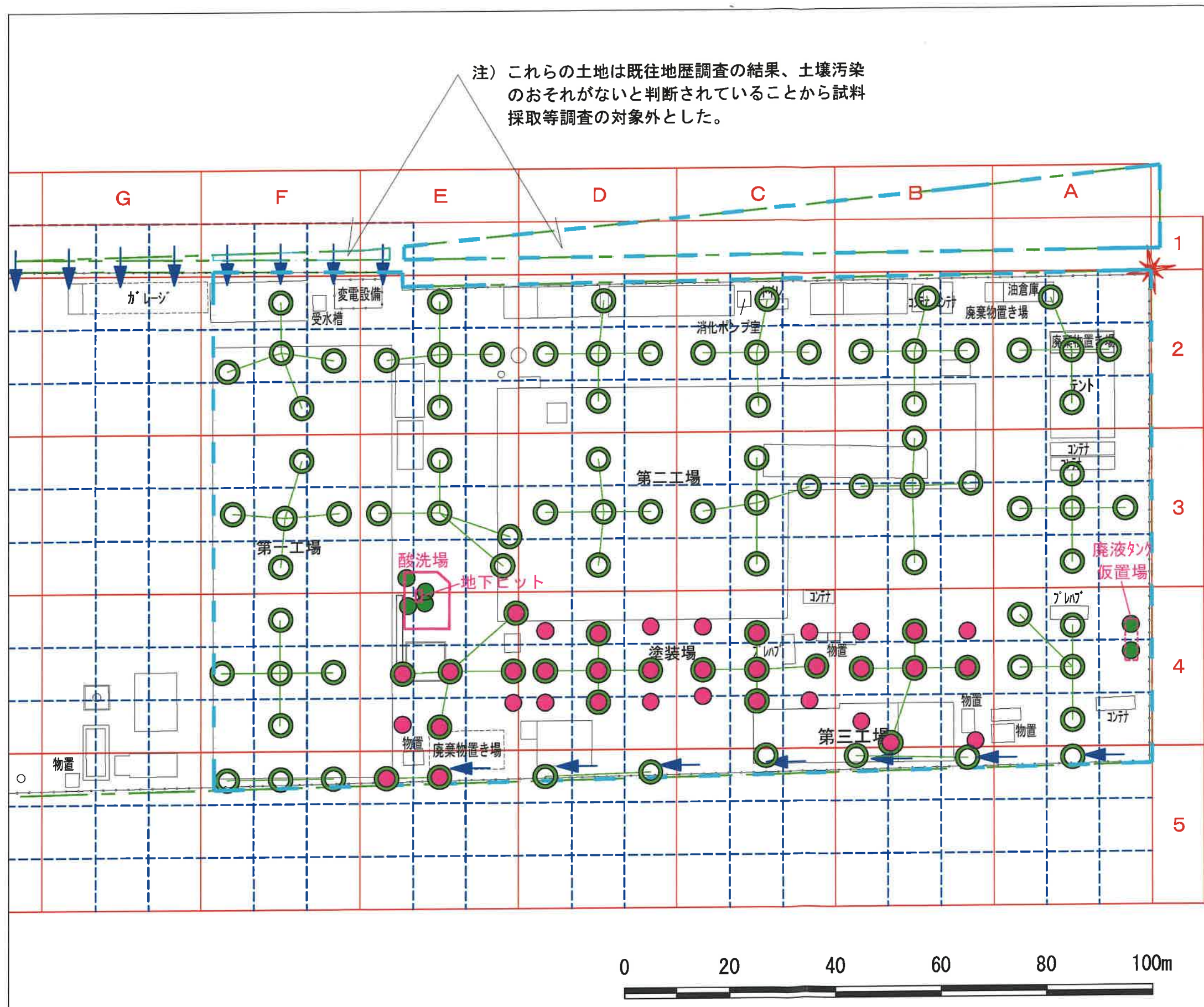
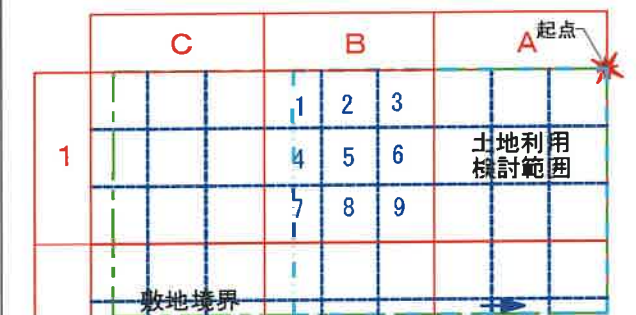


図3.4-5
 土壤調査 実施地点図
 (第二種特定有害物質：ふっ素及びその化合物)
 《現在地表面》

凡 例

【調査対象範囲および単位区画】



赤実線：30m格子線
 青破線：10m格子線
 ← 単位区画の統合

【特定有害物質貯蔵・使用施設】

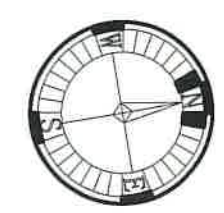
- 酸洗薬剤使用施設
- 廃液タンク仮置場

【土壤調査地点】

- 土壤試料採取地点 (全部対象区画)
6地点採取 6検体
- 土壤試料採取地点 (一部対象区画)
101地点採取 24検体

【汚染範囲確定調査地点】

- 土壤調査地点 (土壤溶出量)
36検体 (追加採取なし)



SCALE (A3) : 1/800

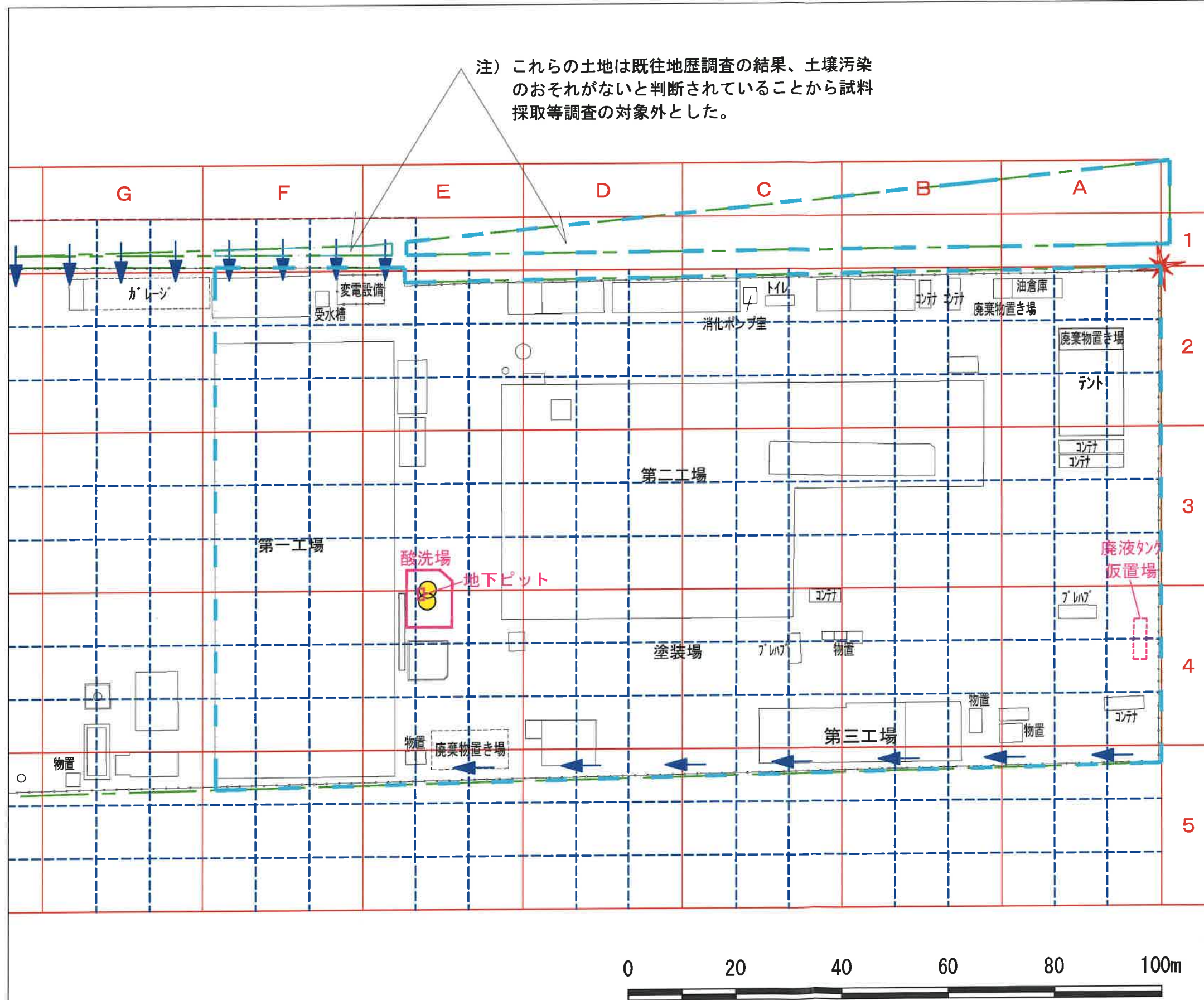
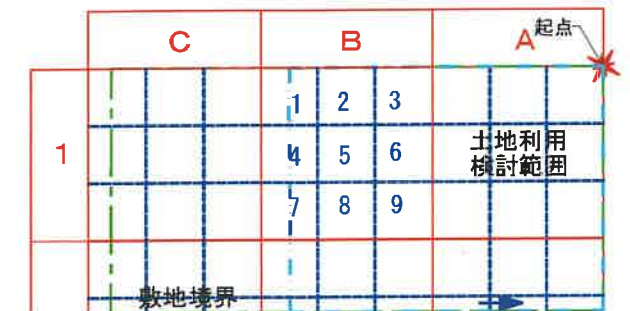


図3.4-6
土壤調査 実施地点図
(第二種特定有害物質：ふっ素及びその化合物)
《ピット下》

凡 例

【調査対象範囲および単位区画】



赤実線：30m格子線

青破線：10m格子線

← 単位区画の統合

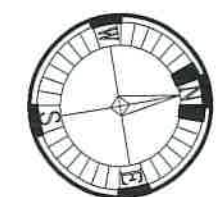
【特定有害物質貯蔵・使用施設】

酸洗薬剤使用施設

廃液タンク仮置場

【土壤調査地点】

● 土壤試料採取地点
(ピット下：全部対象区画)
2地点採取 2検体



SCALE (A3) : 1/800

表4.2-1 調査結果一覧（一部対象区画） その1

計量の対象		単位	計量の結果（一部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			A2(-2, 4, 5, 6, 8)	A2(-3, 4, 7, 8, 9)	A3(-2, 4, 5, 6, 8)	A4(-1, 2, 4, 5, 8)	A4(-2, 4, 5, 6, 8)	A5(-2)	B2(-1, 2, 4, 5, 6)	B2(-2, 4, 5, 6, 8)		
土壌溶出量	シアン化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	—	0.003	0.001	—	< 0.001	0.001	< 0.001	—	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.39	—	0.13	0.42	—	0.13	—	0.37	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
土壌含有量	シアン化合物	mg/kg	< 2	—	< 2	—	< 2	< 2	—	< 2	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	—	9	3	—	8	17	3	—	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	< 25	—	< 25	< 25	—	< 25	—	< 25	4000 以下	25

計量の対象		単位	計量の結果（一部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			B3(-2, 4, 5, 6, 8)	B3(-7, 8, 9)	B4(-2, 4, 5, 6, 8)	B4(-9)	B5(-1, 3)	B5(-3)	C2(-1, 2, 4, 5, 6)	C2(-2, 4, 5, 6, 8)		
土壌溶出量	シアン化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	—	—	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	—	0.001	—	0.006	—	0.006	< 0.001	—	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.49	—	1.3	—	< 0.08	—	—	0.30	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	—	—	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
土壌含有量	シアン化合物	mg/kg	< 2	—	< 2	—	< 2	—	—	< 2	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	—	3	—	38	—	20	7	—	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	< 25	—	< 25	—	< 25	—	—	< 25	4000 以下	25

計量の対象		単位	計量の結果（一部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			C3(-2, 4, 5, 6, 8)	C4(-2, 4, 5, 6, 8)	C5(-2)	D2(-1, 2, 4, 5, 6)	D2(-2, 4, 5, 6, 8)	D3(-2, 4, 5, 6, 8)	D4(-2, 4, 5, 6, 8)	D5(-1, 3)		
土壌溶出量	シアン化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	—	—	—	< 0.001	—	—	—	0.024	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.19	0.89	< 0.08	—	0.53	0.80	3.6	0.41	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	—	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
土壌含有量	シアン化合物	mg/kg	< 2	< 2	< 2	—	< 2	< 2	< 2	< 2	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	—	—	—	4	—	—	—	350	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	< 25	< 25	< 25	—	< 25	< 25	56	< 25	4000 以下	25

注1) 土壌溶出量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第4に記載の区域の指定に係る基準である。

注2) 土壌含有量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第5に記載の区域の指定に係る基準である。

注3) 土壌含有量調査におけるシアン化合物は遊離シアンとしての値である。

太ゴシック：基準不適合

表4.2-1 調査結果一覧（一部対象区画） その2

計量の対象		単位	計量の結果（一部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			E2(-2, 4, 5, 6, 8)	E3(-1, 2, 4, 5, 8)	E3(-2, 4, 5, 6, 9)	E4(-1, 2, 4, 5, 8)	E4(-3, 4, 5, 6, 8)	E4(-3, 5, 6, 8, 9)	E5(-1, 2)	E5(-2)		
土壌溶出量	シアン化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	-	不検出 (< 0.1)	-	-	不検出 (< 0.1)	-	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	< 0.001	< 0.001	-	< 0.001	-	-	0.009	-	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.21	-	0.34	-	2.0	-	1.0	-	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	-	不検出 (< 0.1)	-	-	不検出 (< 0.1)	-	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
土壌含有量	シアン化合物	mg/kg	< 2	-	< 2	-	-	< 2	-	< 2	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	3	5	-	11	-	-	120	-	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	< 25	-	< 25	-	47	-	< 25	-	4000 以下	25

計量の対象		単位	計量の結果（一部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			F2(-2, 4, 5, 6, 8)	F3(-2, 4, 5, 6, 8)	F4(-2, 4, 5, 6, 8)	F5(-1, 2, 3)						
土壌溶出量	シアン化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	-					検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001					0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.28	0.21	0.27	0.11					0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	-					検出されないこと	0.1
土壌含有量	シアン化合物	mg/kg	< 2	< 2	< 2	-					50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	10	7	8	55					150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	< 25	< 25	25	< 25					4000 以下	25

注1) 土壌溶出量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第4に記載の区域の指定に係る基準である。

注2) 土壌含有量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第5に記載の区域の指定に係る基準である。

注3) 土壌含有量調査におけるシアン化合物は遊離シアンとしての値である。

太ゴシック：基準不適合

表4.2-2 調査結果一覧（全部対象区画） その1

計量の対象		単位	計量の結果（全部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			A2-1	A2-2	A2-5	A2-6	A4-3	A4-6	B2-7	B2-8		
土 壌 溶 出 量	シアン化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	-	-	0.002	0.005	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	0.84	1.0	-	-	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
土 壌 含 有 量	シアン化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	-	-	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	5	3	1	2	-	-	2	3	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	-	-	-	-	39	41	-	-	4000 以下	25

計量の対象		単位	計量の結果（全部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			B2-9	B3-1	B3-2	B3-3	B3-4	B3-5	B3-6	B4-1		
土 壌 溶 出 量	シアン化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.002	0.003	0.003	< 0.001	< 0.001	0.003	0.005	< 0.001	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
土 壌 含 有 量	シアン化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	-	-	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	4	2	4	4	2	8	7	33	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	-	-	4000 以下	25

計量の対象		単位	計量の結果（全部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			B4-2	B4-3	B4-4	B4-5	B4-6	B4-7	B4-8	B5-1		
土 壌 溶 出 量	シアン化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	< 0.001	0.001	< 0.001	0.010	0.001	0.004	0.004	< 0.001	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
土 壌 含 有 量	シアン化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	-	-	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	8	3	1	3	2	3	7	4	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	-	-	4000 以下	25

注1) 土壌溶出量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第4に記載の区域の指定に係る基準である。

注2) 土壌含有量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第5に記載の区域の指定に係る基準である。

注3) 土壌含有量調査におけるシアン化合物は遊離シアンとしての値である。

太ゴシック

：基準不適合

表4.2-2 調査結果一覧（全部対象区画） その3

計量の対象		単位	計量の結果（全部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			D2-9	D3-1	D3-2	D3-3	D3-4	D3-5	D3-6	D3-7		
土 壌 溶 出 量	シアン化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.003	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.003	< 0.001	< 0.001	0.003	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
土 壌 含 有 量	シアン化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	-	-	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	4	4	4	4	10	8	35	3	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	-	-	4000 以下	25

計量の対象		単位	計量の結果（全部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			D3-8	D3-9	D4-1	D4-2	D4-3	D4-4	D4-5	D4-6		
土 壌 溶 出 量	シアン化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.003	< 0.001	0.002	< 0.001	0.005	< 0.001	< 0.001	0.001	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
土 壌 含 有 量	シアン化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	-	-	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	2	13	26	8	19	18	5	9	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	-	-	4000 以下	25

計量の対象		単位	計量の結果（全部対象区画）								汚染状態に関する基準	定量下限値
			D4-7	D4-8	D4-9	E2-9	E3-3	E3-6	E3-7	E3-8		
土 壌 溶 出 量	シアン化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.003	< 0.001	0.003	< 0.001	-	-	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	4.6	6.0	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	不検出 (< 0.1)	不検出 (< 0.1)	検出されないこと	0.1
土 壌 含 有 量	シアン化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	< 2	< 2	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	4	6	6	3	4	9	-	-	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	-	-	-	-	-	-	79	100	4000 以下	25

注1) 土壌溶出量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第4に記載の区域の指定に係る基準である。

注2) 土壌含有量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第5に記載の区域の指定に係る基準である。

注3) 土壌含有量調査におけるシアン化合物は遊離シアンとしての値である。

太ゴシック

：基準不適合

表4. 2-2 調査結果一覧（全部対象区画） その 4

計量の対象		単位	計量の結果（全部対象区画）							汚染状態に関する基準	定量下限値	
			E3-8旧ピット下 (GL-1. 2m～-1. 7m)	E3-8現ピット下 (GL-1. 5m～-2. 0m)	E3-9	E4-1	E4-2	E4-2旧ピット下 (GL-1. 2m～-1. 7m)	E4-2現ピット下 (GL-1. 5m～-2. 0m)			E4-3
土 壌 溶 出 量	シアン化合物	mg/L	不検出 (＜ 0. 1)	－	－	不検出 (＜ 0. 1)	不検出 (＜ 0. 1)	不検出 (＜ 0. 1)	－	－	検出されないこと	0. 1
	鉛及びその化合物	mg/L	－	－	＜ 0. 001	－	－	－	－	＜ 0. 001	0. 01 以下	0. 001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	－	18	－	5. 6	6. 2	－	16	－	0. 8 以下	0. 08
	有機りん化合物	mg/L	不検出 (＜ 0. 1)	－	－	不検出 (＜ 0. 1)	不検出 (＜ 0. 1)	不検出 (＜ 0. 1)	－	－	検出されないこと	0. 1
土 壌 含 有 量	シアン化合物	mg/kg	＜ 2	－	－	＜ 2	＜ 2	＜ 2	－	－	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	－	－	13	－	－	－	－	14	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	－	710	－	250	160	－	350	－	4000 以下	25

計量の対象		単位	計量の結果（全部対象区画）							汚染状態に関する基準	定量下限値	
			E4-4	E4-6	E4-7	E4-9	E5-1	F5-1	F5-2			F5-3
土 壌 溶 出 量	シアン化合物	mg/L	不検出 (0.1)	－	不検出 (0.1)	－	不検出 (0.1)	不検出 (0.1)	不検出 (0.1)	不検出 (0.1)	検出されないこと	0.1
	鉛及びその化合物	mg/L	－	< 0.001	－	< 0.001	－	－	－	－	0.01 以下	0.001
	ふっ素及びその化合物	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.8 以下	0.08
	有機りん化合物	mg/L	不検出 (0.1)	－	不検出 (0.1)	－	不検出 (0.1)	不検出 (0.1)	不検出 (0.1)	不検出 (0.1)	検出されないこと	0.1
土 壌 含 有 量	シアン化合物	mg/kg	< 2	－	< 2	－	< 2	< 2	< 2	< 2	50 以下	2
	鉛及びその化合物	mg/kg	－	48	－	3	－	－	－	－	150 以下	1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	－	－	－	－	－	－	－	－	4000 以下	25

注1) 土壌溶出量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第4に記載の区域の指定に係る基準である。

注2) 土壌含有量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号）別表第5に記載の区域の指定に係る基準である。

注3) 土壌含有量調査におけるシアン化合物は遊離シアンとしての値である。

太ゴシック：基準不適合

表 4.2-5 汚染範囲確定調査結果一覧（詳細表）

計量の対象	単位	計量の結果 (複数混合法による調査)	計量の結果（汚染範囲確定調査）									汚染状態に関する基準	定量下限値
		B4(-2, 4, 5, 6, 8)	B4-1	B4-2	B4-3	B4-4	B4-5	B4-6	B4-7	B4-8	B4-9		
ふっ素及びその化合物	mg/L	1.3	6.1	4.5	1.1	1.0	0.53	0.43	0.17	0.16	0.22	0.8以下	0.08

計量の対象	単位	計量の結果 (複数混合法による調査)	計量の結果（汚染範囲確定調査）									汚染状態に関する基準	定量下限値
		C4(-2, 4, 5, 6, 8)	C4-1	C4-2	C4-3	C4-4	C4-5	C4-6	C4-7	C4-8	C4-9		
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.89	0.48	1.6	3.8	0.32	1.0	0.69	0.53	0.42	2.6	0.8以下	0.08

計量の対象	単位	計量の結果 (複数混合法による調査)	計量の結果（汚染範囲確定調査）									汚染状態に関する基準	定量下限値
		D4(-2, 4, 5, 6, 8)	D4-1	D4-2	D4-3	D4-4	D4-5	D4-6	D4-7	D4-8	D4-9		
ふっ素及びその化合物	mg/L	3.6	4.5	1.4	1.3	9.1	4.0	0.80	2.5	2.6	0.44	0.8以下	0.08

計量の対象	単位	計量の結果 (複数混合法による調査)	計量の結果（汚染範囲確定調査）									汚染状態に関する基準	定量下限値
		D5(-1, 3)	D5-1	D5-3									
鉛及びその化合物	mg/L	0.024	0.009	0.054								0.01以下	0.001
	mg/kg	350	85	640								150以下	1

計量の対象	単位	計量の結果 (複数混合法による調査)	計量の結果（汚染範囲確定調査）									汚染状態に関する基準	定量下限値
		E4(-3, 4, 5, 6, 8)	E4-3	E4-4	E4-5	E4-6	E4-7	E4-8	E4-9				
ふっ素及びその化合物	mg/L	2.0	0.80	2.6	3.3	3.1	1.2	0.51	5.0			0.8以下	0.08

計量の対象	単位	計量の結果 (複数混合法による調査)	計量の結果（汚染範囲確定調査）									汚染状態に関する基準	定量下限値
		E5(-1, 2)	E5-1	E5-2									
ふっ素及びその化合物	mg/L	1.0	0.70	0.69								0.8以下	0.08

注1) 斜字は土壌調査の結果（複数混合法による調査の結果）を転記したものである。
注2) 汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」別表第4, 5に記載の区域の指定に係る基準である。

太ゴシック : 基準不適合

図3.4-1

【土壌汚染状況調査地点】

土壌採取 実施地点図

(第二種特定有害物質：ふっ素及びその化合物)

《現在地表面》

● 土壌試料採取地点
(地表面：全部対象区画)
4地点採取 4検体



1	2	3
4	5	6
7	8	9

赤線：30m格子線

青破線：10m格子線

← 単位区画の統合

工場敷地
調査対象地



SCALE (A3) : 1/800

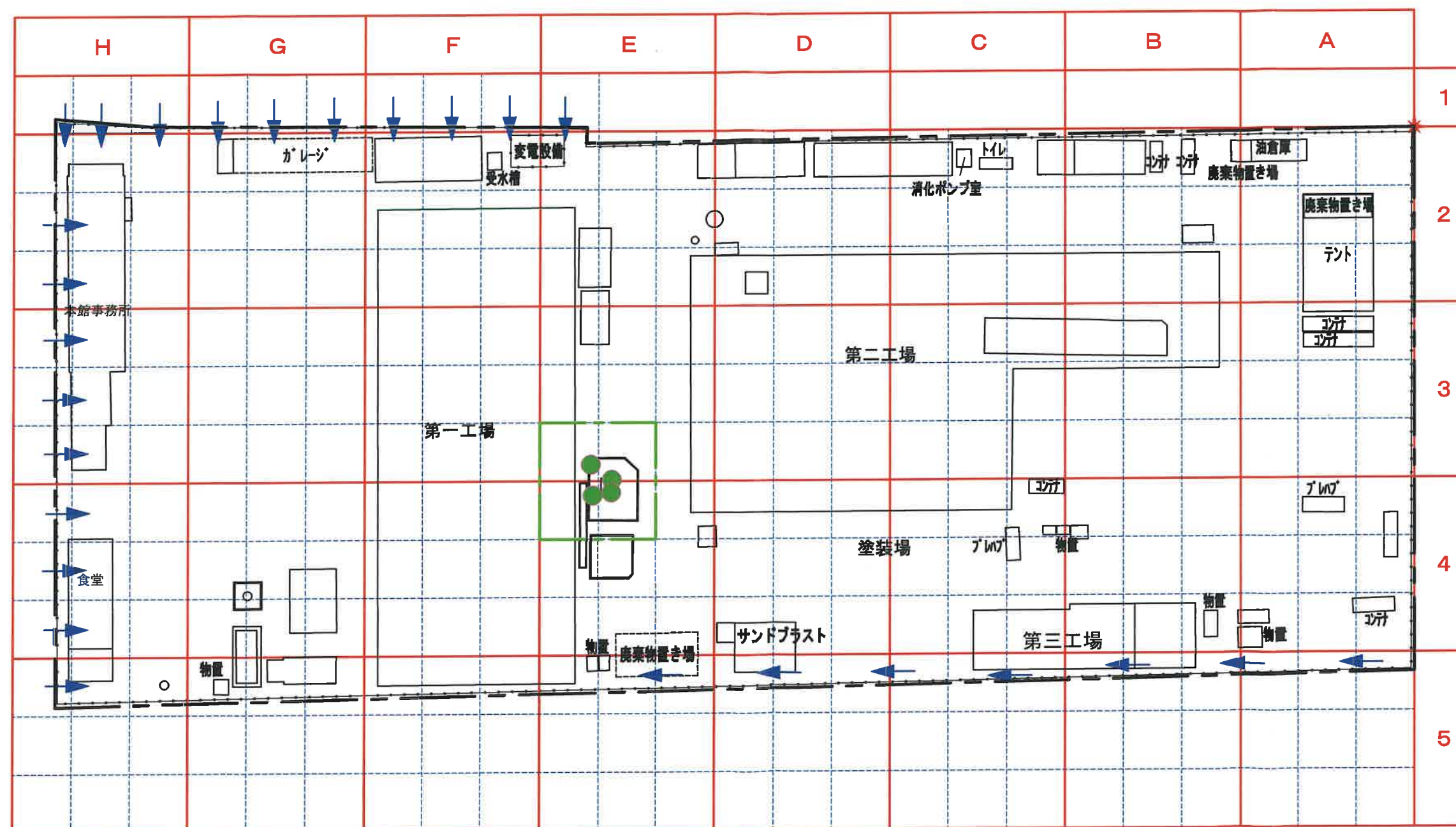


図3.4-2

土壌採取 実施地点図

(第二種特定有害物質：ふっ素及びその化合物)
《配管・ピット下》

【土壌汚染状況調査地点】

● 土壌試料採取地点
(ピット下：全部対象区画)
2地点採取 2検体
(FL-1.5m~FL-2.0m)



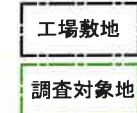
起点



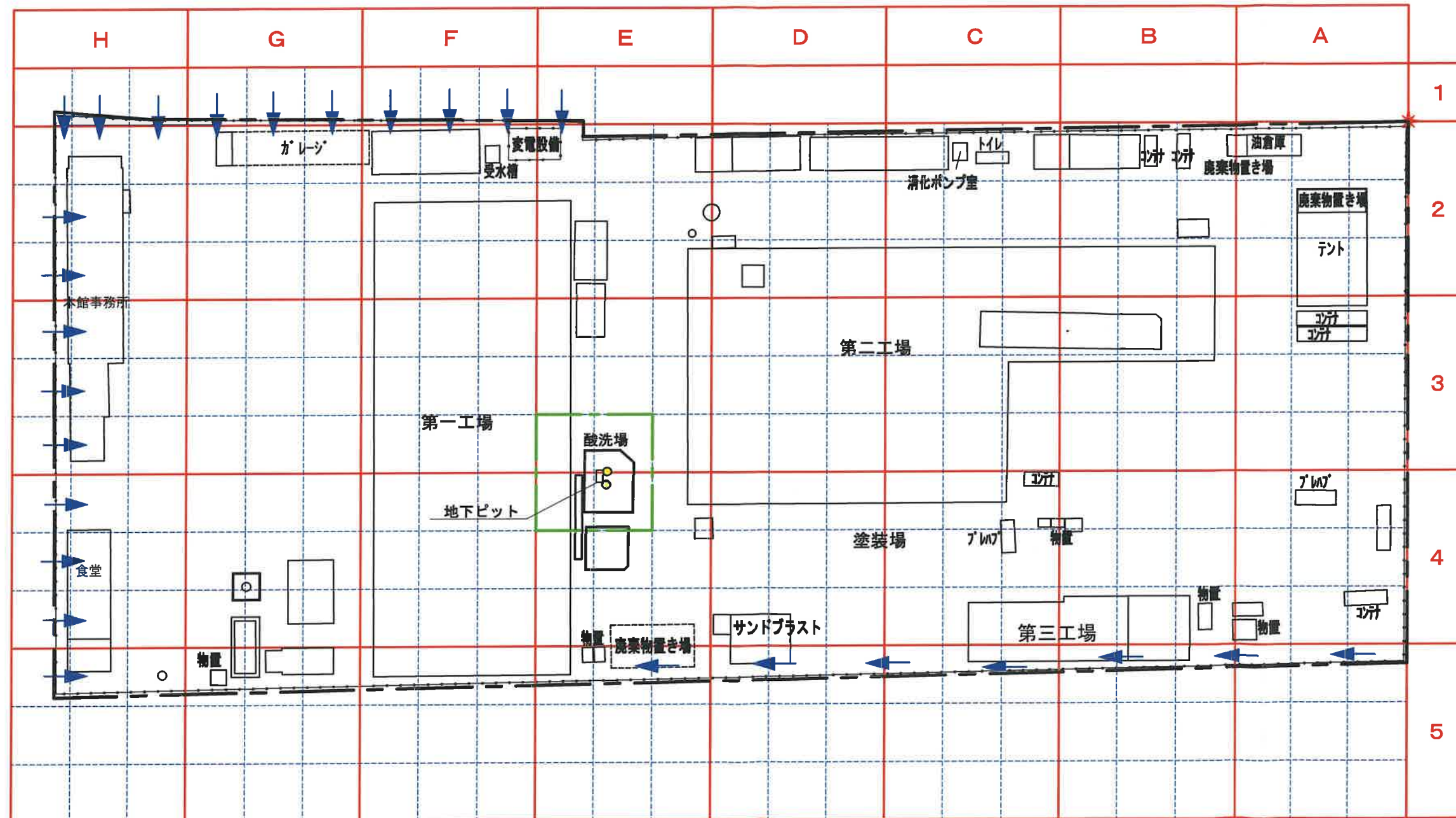
赤線：30m格子線

青破線：10m格子線

← 単位区画の統合



SCALE (A3) : 1/800



5. 調査結果まとめ

既往試料採取等調査実施以降のふっ素及びその化合物に関する汚染状態の変化の有無を確認し、酸洗場が立地する単位区画の汚染状態を適正に評価することを目的に本調査を実施した。

その結果、以下のとおりとなり、汚染状態は既往調査時以降も変化がないこと（土壌溶出量のみ基準不適合）が確認された。

既往調査結果（表中には（前回）と表記）と今回調査の結果（表中には（今回）と表記）を併せて評価した結果総括表を表 5.-1 に、結果総括図を図 5.-1 に示す。単位区画毎の汚染状態の評価は下表の赤字のとおりである。

表 5.-1 結果総括表

計量の対象		単位	計量の結果						汚染状態に関する基準
			E3-7			E3-8			
			(前回)	(今回)	評価	(前回)	(今回)	評価	
ふっ素及びその化合物	土壌溶出量	mg/L	4.6	4.7	4.7	6.0	5.4	6.0	0.8 以下
	土壌含有量	mg/kg	79	100	100	100	140	140	4000 以下

計量の対象		単位	計量の結果						汚染状態に関する基準
			E3-8現ビット下			E4-1			
			(前回)	(今回)	評価	(前回)	(今回)	評価	
ふっ素及びその化合物	土壌溶出量	mg/L	18	5.4	18	5.6	8.1	8.1	0.8 以下
	土壌含有量	mg/kg	710	140	710	250	270	270	4000 以下

計量の対象		単位	計量の結果						汚染状態に関する基準
			E4-2			E4-2現ビット下			
			(前回)	(今回)	評価	(前回)	(今回)	評価	
ふっ素及びその化合物	土壌溶出量	mg/L	6.2	4.9	6.2	16	6.8	16	0.8 以下
	土壌含有量	mg/kg	160	91	160	350	150	350	4000 以下

青色斜字：既往調査結果、青色字：今回調査結果、赤字：単位区画の評価を示す

注1) 土壌溶出量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和4年3月24日 環境省令第6号）別表第4に記載の区域の指定に係る基準である。

注2) 土壌含有量調査における汚染状態に関する基準とは、「土壌汚染対策法施行規則」（最終改正：令和4年3月24日 環境省令第6号）別表第5に記載の区域の指定に係る基準である。

太ゴシック：基準不適合

以上